

岩手県告示第342号

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務の範囲	指定した金融機関			取扱事務の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			県公金の収納事務（特定収納金並びに <u>岩手県農業改良資金等特別会計に属する貸付償還金及び違約金の収納事務を除く。</u> ）	[略]			県公金の収納事務（特定収納金並びに <u>農業改良資金及び就農支援資金の貸付償還金及び違約金の収納事務を除く。</u> ）
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							